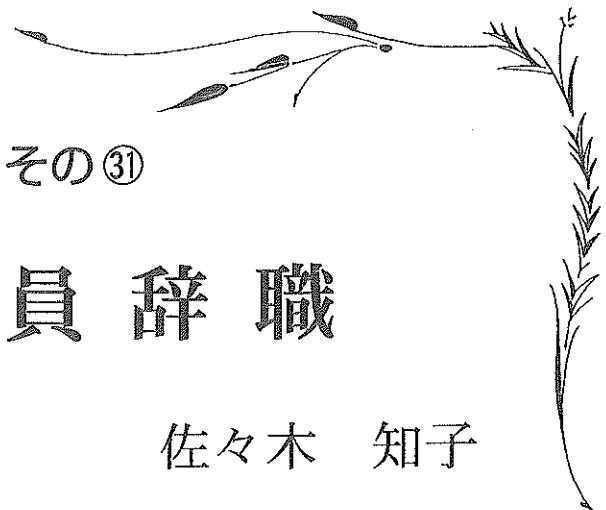


## 女性検事が見る真実 捜査官へのヒント その③



### ある議員辞職

佐々木 知子

九七年末、補欠選挙で当選した○衆議院議員（自民党）は三〇代。昨年八月、選挙区の五百数十軒に初益の挨拶回りをした際、一〇〇円相当の線香セットを配つて寄付行為違反に問われ、書類送検された。

今年初め、辞職のニュースが流れた。

「国会議員の重職にありながら、公職選挙法を不勉強で……有権者の皆様に多大なご心配、ご迷惑をおかけし……」

涙声に変わった。無理もない。議員になるまでのこれまでの多大の苦労が、せつかく政治に燃えていた情熱が、これですべてふいになくなる。罰金四〇万円、公民権停止三年の略式命令が下つたのは、その半月後だった。

なぜ、こんなことをしたのか。彼はことのほか倫理に厳しかったという。そもそも彼は、前任者が国会議員として初めて拡大連座制を適用されて辞職した後の補選で、「クリーン」を訴えて当選したのである。

報道によれば、彼が挨拶に回った地域は相手方陣営下にあり、次回の選挙に備えてこれを図つたのではという見方が強かつた。

選挙区内には親類らが初益で挨拶回りをする地域も多く、先輩議員の助言で○議員も回り始めたのだという。

その意図はともかく、彼がもし本当にそれが公職選挙法違反に問われる行為だと知つていれば、あえてしたとは思えない。少なくとも金を使わせず、クリーンな政治を実現しようとするのが法律の意図なのかもしれないが、何となくしつくり馴染まないのである。さて、他の一つは法執行上の疑問である。違反者はすべて渋れなく摘発されているのだろうか。「運良く」表沙汰にならない、あるいは摘発できるのに「何らかの事情で」されない、そういうことはないのだろうか。

検事時代、選挙直後の摘発は、なぜかほとんどが落選の場合だった。証拠が揃い、議員本人はじめ上層部にまで捜査は伸びるのに、適当な所で打ち切ることも多かつた。摘発にノルマが見え隠れすることもままあつた。

これはひとり公職選挙法違反の場合に限らないが、被摘発者が、他にも大勢悪いことをやっているのに自分は運が悪いとか、不公平な摘発だと感じるようであれば、刑事司法は正しく機能していないのである。誰であれ平等に、同じ行為は同じく摘発され、処理され、処罰され、処遇についてはほぼ平等だが、その出発点になる摘発が氷山の一角であれば、「不運」故で反省にはつながらない。また、有力者だ

も、自らの地盤であればともかく、相手方の地盤を回るような「馬鹿」なことはしなかつたに違いない。実際、この種の事案が発覚する時は、相手方の「ちくり」によることが圧倒的に多いのである。

もちろん法を知らないことは免罪符にはなり得ない。「法の不知」は故意を阻却しないし、第一、法を作り、選挙を生業とする国會議員が知らないではすまされない。

ただ、何となく居心地が悪いのだ。その理由を分析すれば、二つあるようだ。気がする。

まずは公職選挙法自体への疑問である。

複雑かつ難解すぎるのである。検事ですら解説書なしには理解できないほどなのだから、ただでは分からなくて当然である。それで買取や響應が許されないのは常識のうちだし、近年大改正されて、政治家が有権者に寄付をすることも有権者が政治家に求めるのも一切禁止になつたことくらいはある程度の知識のある人なら誰もが知つている。だが、実はこのことがあつて初めて（！）「寄付行為の禁止」の条項を読んで、驚いた。通常の社交の範囲でさえ、本人が顔を出す結婚式と葬式以外は一律禁止とされているのである。そういうのもまた「寄付行為」の範囲だとは知らないかった。おそらく○議員もまた、寄付の禁止こそ知つていたが、自らの行為が「寄付」に該るとは思わなかつたのではなかろうか。



著者略歴

五五年生まれ。神戸

大学卒業。八〇年、

司法試験合格。八三

年検事官。九八年、

五月に退官し、七月、

参議院議員となる。九二年、推理小説『恋文』で横溝正史賞受賞。今年二月下旬に『日本の司法文化』（文春新書）が発行された。その他の著書に『紫陽花の花のとくに』、『事件が語る「生と死」』、『少年被疑者』、『女と男』の検事調査』、『告発検査』がある。

（元検事・現参議院議員 ささき ともこ）



## 女性検事が見る真実 捜査官へのヒント その②

# 非常識な「職種」

佐々木 知子

某女性歌人が寄せた某大手新聞のエッセイからは激しい怒りが漂っていた。最近講演を頼まれたのだが、依頼の仕方が非常識極まりなく、それが教育関係者ときているのだから絶望的だ……。その怒りを私はすぐに共有した。ある地方の中学校長（もちろん面識はない）が「貴女の本は忙しくて読む暇がないが、わが学校誌を是非読んでほしい」と送りつけてきたことがあつたからである。

実際に困つたことだが、教育者には確かに非常識な人が多い。もちろん各論で言えば人次第だが、やはり総論的に言えば非常識な職種は存在する。例えば、マスクミ関係者。前にも例を挙げたが、先日のはまた格別だった。大手Y新聞某デスクからの依頼はこうだつた。「二月末に神奈川県警本部長以下の犯人隠避等事件の第一回公判が行われるが、ついては三時頃冒頭陳述書を送るから原稿用紙五枚分の感想を七時までに送つてほしい」。その日の時間帯には会合が二つ入つていて難しかつたが、他の人よりは私の方がより公平公正に書けるだろう、それもまた公務だと考え、引き受けた。当日冒頭が送られてき、六時までにと言うので承諾し、ぴつたり五枚（この原稿と同じ）を書いて送つた。ところが、字数が多いから削りたいと言う。文面の都合で語尾などを調整するのかと思ついたら、二時間ほどして来たものは半分近くになつていた。具体的な事案に関する前半を概ね残し、真

に言いたかつた後半は見事に削除。起承転結がないのだから文章ともいえない。これがその後さらに削除された。この間納得のいく説明も謝罪も一切なし、である。

あまり腹が立つたので、翌朝依頼者あてに抗議文を送つた。すると早速謝罪文が来て、あつたというのである。その後、支局長と揃つて会館にまで謝罪に出向いてきたが、聞くだけに彼らの常識が普通とはかけ離れている感を強くした。第一、謝罪の必要性に気づいたのは私の抗議があつたからだし、加えて私の肩書きも謝罪も一切なし、である。

「汚職と暴力に代表される警察の不祥事は、先進国でも発展途上国でも大きな問題である。比べて日本の警察は、検挙率の際立った高さに象徴されるように優秀な上、不祥事にも縁が薄かつた。一人一人のお巡りさんのレベルが薄かつた。一人一人のお巡りさんのレベルで見れば、今でもやはりそうだと信じている。だが、政治家汚職はもちろん、これまた最近続いた官僚汚職から知られるように、精神論だけではもはや通用しない時代になつてきたようにも思われる。事務職と違い、休日もなく危険な職務に従事する警察官には、それなりの待遇を与えてしかるべきではないだろうか。そして、国民とマスクミにはもつと警察官に思いやりをと訴えたいのである。

例えば、京都の事件。犯人を逃し自殺させさて、削除部分をここに引用する。

（元検事・現参議院議員 ささきともこ）

たのは確かに遺憾だが、これが他の国であれば非難はない。大方の先進国は死刑を廃止したが、逃走する犯人を射殺するsummary execution（簡易死刑執行）は当たり前に行つてゐる。危険な犯人は抹殺されて社会防衛になる上、刑事司法の手続きに乗らない分安上がりに済む。最近上梓した『日本の司法文化』に詳述したが、捜査に「真相の究明」を要求するのは日本人にかなり特異な心性なのである。警察官を殺せば普通の人を殺したよりも一丸となつて、信用できる警察官は武器を与えられずに、犯人を無事に検挙して当然と思われている。

日本の治安の良さは世界に誇れる貴重な財産である。この財産をこれからも保持していくために、警察当局はもちろんのこと、国民も一丸となつて、信用できる警察官を蘇らせたいと切に願つてやまないものである。」

だがこの後、新潟県警本部長らの不祥事が露わになり、いかな私にも弁護が難しくなつた。神奈川県警の一連の不祥事で地に墮ちた信頼を回復するため、皆一丸となつて襟を正さねばならない時期だつたはずである。全国どの警察も似たようなもの。警察に最も期待されるべき被害者への「心」がまつたく見られない。監察も無機能……ときては、国民の怒り心頭は当然である。近い将来、非常識な職種に警察もまた名を連ねるのではないだろうか。そんな危惧さえするのである。



著者略歴

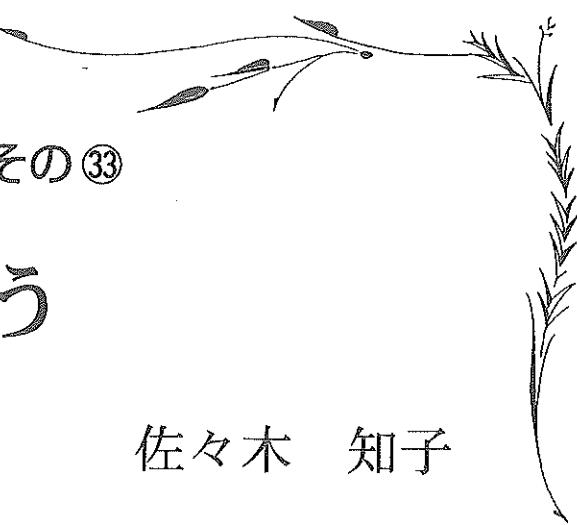
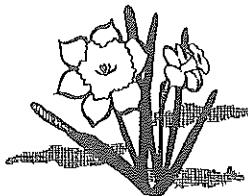
五五年生まれ。神戸大学卒業。八〇年、司法試験合格。八三年検事任官。九八年五月に退官し、七月、参議院議員となる。九二年、推理小説『恋文』で横溝正史賞受賞。今年二月下旬に『日本の司法文化』（文春新書）が発行された（本誌ブックランド参照）。その他の著書に『紫陽花の花ごとくに』、『事件が語る「生と死」』、『少年被疑者』、『女と男』の検事調書』、『告発検査』がある。



佐々木 知子

## 女性検事が見る真実 検査官へのヒント その③

### 春に思う



心身共に縮こまつていた季節の中から春の気配がふと浮かび上がつてくるのを感じただけで、心が浮き浮きしてくる。陽差しが華やかになり、空からも土からも生命の息吹が匂い立つてくる。梅がほころび、桜が徐々に咲いて……道を歩いていて、あるいは車の窓からでも小さな幸せがこみ上げてくる。自然の偉大さを、人間が自然の中に存在するものであることを、春という季節はことさらに教えてくれる。

だが、同じ春なのに、何かが違う。今春、そのことはつきりと感じた。本当は昨春感じて然るべきだったのに、初めての通常国会中だつたから感じる余裕がなかつたのだろう。答えはお分かりだろうか。そう、「人事異動」である。

これまでの春にはそれが付き物だつた。ただでさえ心浮き立つ春に異動が加わる。自分が替わらないまでも職場の誰かが必ず替わる。様々な情報が飛び交つた後、餞別・送別会、挨拶、そして、歓迎会……。だが、ここにはそういうものが一切ない。代わりに、解散・総選挙の時期はいつか。予算成立後の線は既に消えたから、次はサミット後かどうか。あるいは地方の首長選挙や国会議員の死去・辞职に伴う補選は年がら年中行事である。つまりここは季節感が極めて薄い職場なのである。

参議院の任期は六年。その間会館の部屋は変わらないし、同僚の顔ぶれもまた同じ。三親しい弁護士も言つていた。  
「いいよね、検事は転勤があつて。弁護士は弁護士会を替わらない限り、嫌な奴がずっと一緒に」と。  
確かに異動がないのは楽だが、反面辛くもある。だろう。ここに来て初めてのように気がついたが、世の中には異動のない職種が結構多いのだ。農林漁業従事者や自営業者、小さな組織に勤める人は皆そうである。

嫌な人が職場にいれば、毎日が憂鬱だし、そのうち病氣にもなるかも知れない。最終的解決策は自分かその人が辞めるしかないのである。幸いそこまで嫌な人はいないとしても、環境が変わらない中、取り組む仕事、またそれが重要な地位を占める人生に、新鮮な気持ちを持ち続けるのは至難の業ではないだろうか。恋人同士の時はときめいていたのに、結婚すれば徐々に惰性に陥るとそれは同じ理由であり、安定は得てしてマンネリに通じるものなのである。



望まなかつたのにさせられた人、異動はいいのだが部署に不満のある人もいるだろう。実際に、万々歳の異動など私自身の経験からしてもそうあるものではない。だが、住めば都。新しい仕事と新しい仲間はいいのだ。そもそも異動のある職場自体が素晴らしいことなのである。

生きとし生けるものすべてが息吹く季節、異動は欠くことのできない風物詩だと思う。世間の風は厳しいだろうけれど、どうぞ仕事を、そして人生に、新鮮な気持ちで取り組まれんことを。

(元検事・現参議院議員 ささきともこ)  
著者略歴  
五五年生まれ。神戸大学卒業。八〇年、司法試験合格。八三年検事任官。九八年五月に退官し、七月、参議院議員となる。九二年、推理小説『恋文』で横溝正史賞受賞。今年二月下旬に『日本の司法文化』(文春新書)が発行された。その他の著書に『紫陽花の花ごとに』、『事件が語る「生と死」』、『少年被疑者』、『女と男』の検事調査』、『告発検査』がある。

年ごとに半数が改選されるが、引退や落選のない限りは同じである。もつとも六年という月日がずいぶん長く感じられるのは、私が安定より変化を求める人間だということも大きいに寄与しているには違いない。検事時代、異動は大いに楽しいものだつた。

もちろん引越しを伴うときには面倒である。面倒なことは大いに嫌いな性分だが、それを遙かに超えて、異動には様々な良さがあつた。まず、新しい土地である。日本は広く、地方それぞれに歴史があり観光地があり、特産物がある。転勤故に、それまで何の縁もゆかりもなかつた土地が故郷の一つに加わるのである。

次に、新しい人との出会いがある。今も続々交遊は貴重な財産となつてゐる。

そしてもちろん、新しい仕事がある。仕事の内容そのものが変わる場合はもちろん、検査・公判立会といった内容自体は変わらなくとも、扱う事件がまるっきり変わるから新鮮な気持ちで取り組める。厄介な事件や人も、これが未来永劫に続くと思えば憂鬱この上ないが、異動のお陰でいつかは必ず自分の手から離れてくる。もつとも新しい所でまた難物が待ち受けていることもあるが、それはそれ、新しいというだけで別物である。

## 女性検事が見る真実 検査官へのヒント その④

# オリエンテーション

佐々木 知子

二年前の夏国議員になり、やがて新しい環境に慣れたころ、ああ、と思い当たることがあった。ここには一切オリエンテーションなるものがなかったのだ。

検事任官時はもちろん、司法試験に合格する前一年勤めていた市役所でもそれはあったはずだ。

組織体制、仕事の内容、心構えなど、新人が何も知らないまま仕事に就けば、本人も怖いが周囲も冷や冷やす。

もちろん国議員はそういう職種とは違うだろう。選挙の洗礼を受けて選ばれてくる「国民の代表者」であり、一人ひとりが独立した存在である。ただ、そうはいつてもやはり新人は新人。何も知らなければ当惑するのは同じである。だからとベテラン秘書をつける新人議員も多いと聞くが、私の秘書はこれまた新人である。だから徒弟奉公、よく知る人に尋ねるなり自分で調べるなりして習得していく以外に方法はないのである。

例を挙げると切りがないが、まずは「コクタイ」。もちろん、國体でも国民体育大会のことでもない。「国会対策委員会」の略である。新人は皆「国対」に配属され、本会議や予算委員会が開催される日の朝必ずある国対に出席せねばならない。無断欠席、遅刻は厳禁。疑問が起きたとき、「国対」の影も形もない。それがそのまま、国会運営をスムーズに進める三権分立国家ゆえに議員立法しか存在しないのだと知つて、愕然とした。

さて、国会から外に目を転じても、「基本を理解しないまま」の議論が目につく。マスメディアの無知には今更驚かないが、肝心の「専門家」ですらそうなのだから、国民が正しいことを知れようはずもない。例えば、司法制度改革。国民に身近な使い勝手のいい司法を、

の姿勢には大賛成だが……。弁護士は本当に少なすぎるのだろうか。一万七〇〇〇人は確かにアメリカの一〇〇万人に比べれば少ないが、日本は元々訴訟社会ではない。加えて、アメリカの弁護士で法廷に立つのは一割、つまり、日本でいえば税理士（六万人）や司法書士、行政書士などの隣接職種を含む広い概念なのだから、弁護士の数だけを比較云々するのはナンセンスというものである。また、弁護士過疎地域こそが問題なのに、数だけをいくら増やしても東京や大阪などの大都市に集中する傾向が解消される保証はどこにもないのである。

陪審制にしても、この起源が一二世紀のマ

ための慣行として始まったもので、党の機関にすぎないが、今や国会は何から何まで党執行部とその意を受けた国対レベルで決まる国対政治になつてゐる。結果、委員長は各党の枢要ポストだが、我々新人委員は単なる頭数である。つまり、各常任委員会などで委員が欠席する場合の差替え要員、かつ、花形である予算委員会の「当番」。これは空席埋めの要員のことと、対野党、よくにテレビ放映時に空席が目立つと格好がつかないからであるらしい。

この程度は序の口で、問題は、この理がすべてに及んでいることである。もちろん中には、自ら努力し大いに勉強して、正しい知識を得ている人もいる。だが、本人にその気がなければ、それで済む話なのである。資格試験も評価制度もない以上、能力のない人も当然に選ばれてくる。立法は行政や司法と同様、日々の雑事に追われる中、ふと、肝心の国会のことを基本に立ち返つて勉強しなければと思いつた。断片的な記述にはよく接するが、基本書の類を読んで勉強したことがあるが、かつたことに気づいたのである。折しも国立国会図書館勤務の長い著者による「国会学入門」（大山礼子著）を見つけ、大いに参考になった。その「あとがき」にこうある。

「日本では、他の分野に比べ議会制度に関する研究が乏しく、マスメディア関係者や場合

グナカルタに見られるように、権力への不信が根底にあり、その土壤に国民が陪審員になることを「義務」というよりも「権利」ととらえていること、また、素人であるが故に判決に理由は付せられず、従つて控訴はできない一審制だということも、知つた上で議論している法律家は極めて少ないようと思われる。

常に基本に立ち返ること。それぞれの専門分野を正しく会得し、それに従つて、正しく行動すること。それが専門家それぞの義務なのだと私は思う。

（元検事・現参議院議員 ささきともこ）



著者略歴

五五年生まれ。神戸大学卒業。八〇年、司法試験合格。八三年検事任官。九八年参議院議員となる。九二年、推理小説『恋文』で横溝正史賞受賞。今年二月下旬に『日本の司法文化』（文春新書）が発行された。その他の著書に『紫陽花の花のごとく』、『事件が語る「生と死」』、『少年被疑者』、『女と男』の検事調査』、『告発検査』がある。

## 女性検事が見る眞実 捜査官へのヒント その③

# 少年法に思うこと

佐々木 知子

少年法が一躍クローズアップされたのは三年前、神戸の連續殺人犯が中学生だったことによる。今年は、もう本当にすごい。五〇〇〇万円恐喝、バスジャック、前代未聞の「体験」殺人等——凶悪事件が目白押しだ。

刑法（明治四〇年）の定める刑事責任年齢一四歳は、ドイツに倣つたものである。「物事の是非善惡を弁別し、それに従つて行動を制御できる能力」は国それぞれ、フランスは一三歳、イギリスは一〇歳。もちろんその年齢になれば刑事処分を受けるのである。大正期制定の少年法では、一八歳未満の「少年」もまた検察官先議で、約一割が起訴、その余は少年審判所で保護処分に付されていた。

我々の知る少年法は、昭和二三年に制定されたものである。二〇歳未満の少年事件は全件、新設の家庭裁判所に送致され、そこで刑事処分相当と審判され検察官に逆送されて初め、起訴ができることとなつた。一六歳未満は逆送不可だから、刑事責任年齢の実質引上げである。

新少年法には保護主義が満ち溢れている。その後犯罪の多発凶悪化に悩むアメリカは少年にも厳しく臨むようになつたが、当時はまだパレンスパトリエ（國親思想）一色だつた。國が親代わりになつて、裁判官一人がなごやかに行う審判では、少年が事実を否認して争うといつた対立構造は念頭の外だつたはずである。逆送はめつたになく、刑事処分は寛大。

犯罪は減らない、他の要因を改善させるべきだといったものらしい。もちろん親の責任こそが重大であり、少年だけを罪に問うのは確かに不十分だろう。学校や社会にも責任なしとしない。だが翻つて、そもそも非行や犯罪は社会的逸脱行動であつて、家庭や社会といつた環境と密接不可分の関係に立つものなのである。それでも責任能力がある以上、責任は問われなければならない。少年だからといって、事実から目を背け、徒らに責任を逃れることは本人のためにもならないのである。しかし、反対論者は本当に少年法改正にだけ反対なのだろうか、あるいは憲法改正にもまた反対ではないか、そんなことを最近思ふようになつた。

周知のごとく、日本国憲法はGHQが作ったものである。だから、国民主権、民主主義、平和主義といった近代国家に不可欠な要素は盛り込まれたが、日本国伝統文化、歴史はどうにも見えない。もしここに「天皇」がなければ全くの国籍不明なのである。

アジ研にいたとき、どの国の人も愛国心をおおっぴらにするのに、日本人がなぜ自虐意識の固まりなのか、不思議でたまらなかつた。その理由がようやく見えてきた。国際法を無視した東京裁判、國家観のない教育基本法、国歌・国旗の軽視等々、戦勝国が敗戦国に敷いたレールの上を疑いもなく走ってきた。近

有期刑の最高で「五年以上二〇年以下」。犯時による。今年は、もう本当にすごい。五〇〇〇万円恐喝、バスジャック、前代未聞の「体験」殺人等——凶悪事件が目白押しだ。

刑法（明治四〇年）の定める刑事責任年齢一四歳は、ドイツに倣つたものである。「物事の是非善惡を弁別し、それに従つて行動を制御できる能力」は国それぞれ、フランスは一三歳、イギリスは一〇歳。もちろんその年齢になれば刑事処分を受けるのである。大正期制定の少年法では、一八歳未満の「少年」もまた検察官先議で、約一割が起訴、その余は少年審判所で保護処分に付されていた。

我々の知る少年法は、昭和二三年に制定されたものである。二〇歳未満の少年事件は全件、新設の家庭裁判所に送致され、そこで刑事処分相当と審判され検察官に逆送されて初め、起訴ができることとなつた。一六歳未満は逆送不可だから、刑事責任年齢の実質引上げである。

新少年法には保護主義が満ち溢れている。その後犯罪の多発凶悪化に悩むアメリカは少年にも厳しく臨むようになつたが、当時はまだパレンスパトリエ（國親思想）一色だつた。國が親代わりになつて、裁判官一人がなごやかに行う審判では、少年が事実を否認して争うといつた対立構造は念頭の外だつたはずである。逆送はめつたになく、刑事処分は寛大。

九七年秋、自民党政務調査会内に少年法改正小委員会が設けられた。ここで最も熱く議論されたのは、刑事責任年齢の引下げであり、親の責任だつた。検事時代には引下げに懷疑的だつた私が（本誌九八年一月号）、その後態度を賛成に転じた。運用面や実効性には依然として疑義はあるものの、社会の規範維持の重要性を考えるに至つたのである。

一方、法制審議会を通して九九年通常国会に上がつた少年法改正案は、要点を審判のあり方に絞つたものだつた。事実を的確に認定できず、したがつて的確な審判を下せなかつた苦い教訓の数々から、合議制、検察官立会い、観護措置期間の延長、検察官の抗告権などを盛り込んだ。そのどれもが最低限のことだと思えるが、根強い反対があつて、審議入りさえできず廃案になつた。ましてや年齢引下げなど、とんでもない……。

反対論者の理由は、少年に厳罰で臨んでも

出し外交……日本人としての誇りはうち碎かれ続けてきた。そして、経済発展の旗印が消えた今、抛つて立つ精神の支柱を失つた我々は、戸惑いを隠せないでいる。

自分や家族を愛せない者に他人は愛せない。自己を愛せない者に他国は愛せない。根なし草は国際人たる資格がないのである。我々中年は老後が不安だが、将来に明るい展望がない青少年が多い現実はもつと深刻である。戦後半世紀が経つた今、二一世紀を目前にして、敗戦で断ち切られた悠久の歴史を取り戻し、日本の将来の姿を描かねばならないと、切に願う昨今である。

反対論者の理由は、少年に厳罰で臨んでも



著者略歴

参議院議員となる。九二年、推理小説『恋文』で横濱正史賞受賞。今年二月下旬に『日本の司法文化』（文春新書）が発行された。その他の著書に『紫陽花の花のごとく』『事件が語る「生と死」』『少年被疑者』『女と男』の検事調査』、『告発捜査』がある。